

宍 監 第 3 5 号

令和 8 年 8 月 18 日

宍粟市長 福 元 晶 三 様

宍粟市監査委員 田 中 孝

宍粟市監査委員 田 村 純



令和 7 年度宍粟市各会計決算に伴う健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の
規定により審査に付された、令和 7 年度宍粟市各会計決算に基づく健全化判断
比率及び資金不足比率について、宍粟市監査基準（令和 2 年宍粟市監査告示）に
基づき審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和 7 年 度

穴 栗 市 各 会 計 決 算 に 基 づ く
健 全 化 判 断 比 率 等 審 査 意 見 書

穴 栗 市 監 査 委 員

令和7年度穴栗市各会計決算に基づく 健全化判断比率等に係る審査意見書

1 審査の期間

令和8年7月7日 ～ 令和8年8月17日

2 審査の対象

令和7年度一般会計及び特別会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に、関係諸帳簿等との照合並びに関係職員から説明を聴取し審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

【健全化判断比率】

(単位: %)

区 分	令和7年度	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	－	12.77	20.0
連結実質赤字比率	－	－	17.77	30.0
実質公債費比率	5.7	6.6	25.0	35.0
将来負担比率	51.0	48.9	350.0	

【資金不足比率】

(単位: %)

区 分		令和7年度	令和6年度	経営健全化基準
法 適 用	水 道 事 業 特 別 会 計	－	－	20.0
	下 水 道 事 業 特 別 会 計	－	－	20.0
	病 院 事 業 特 別 会 計	－	－	20.0

※早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準は令和7年度における基準である。

健全化判断比率算定表

(単位：千円)

区分	比率(%)	算 定 式
実質赤字比率	-	普通会計（一般会計）の実質赤字額 ▲ 973,096 標準財政規模 15,074,671 標準財政規模 15,074,671 ※一般会計が実質黒字のため▲で表示している。
連結実質赤字比率	-	$\frac{(イ+ロ) - (ハ+ニ)}{\text{標準財政規模}} = \frac{(0 + 0) - (1,230,546 + 1,797,781)}{15,074,671} = \text{▲}20.09\%$ イ＝一般会計及び公営企業（法適用・法非適用）以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ＝ 0 ロ＝公営企業の特別会計のうち資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 ＝ 0 ハ＝一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 ＝ 1,230,546 （一般973,096＋国保34,855＋診療所630＋後期高齢26,677＋介護195,185＋訪看103） ニ＝公営企業の特別会計のうち資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額 ＝ 1,797,781 （水道381,309＋下水道8,212＋病院1,408,260）
実質公債費比率	5.7	$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$ の3カ年平均 （令和5年度：7.10917%＋令和6年度：5.11353%＋令和7年度：4.98433%）／3 ＝ 5.7%
将来負担比率	51.0	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$ $\frac{41,132,781 - (7,259,265 + 439,263 + 27,385,982)}{15,074,671 - 3,226,571} = 51.0\%$
資金不足比率	-	公営企業ごとの資金の不足額 各公営企業会計の資金不足額 公営企業ごとの事業規模 ①水道 ▲381,309 ②下水道 ▲8,212 ③病院 ▲1,408,260 ※全ての企業会計事業について、資金不足額がないため資金不足比率を「-」で表示している。

(2)実質赤字比率

普通会計（一般会計）ベースにおける実質赤字額が標準財政規模に占める割合で、令和６年度及び令和７年度ともに赤字額が生じていないことから「－」で表示している。なお、令和７年度における早期健全化基準は 12.77%である。

(3)連結実質赤字比率

全ての会計（一般会計、５特別会計、３公営企業会計）を合わせた赤字額が標準財政規模に占める割合で、令和６年度及び令和７年度ともに赤字額が生じていないことから「－」で表示している。なお、令和７年度における早期健全化基準は 17.77%である。

(4)実質公債費比率

一般会計の元利償還金（繰上償還額は除く）、公営企業等に係る一般会計からの繰出金及び構成市町となっている一部事務組合に係る経費負担のうち、元利償還金に充てられた額等の合計額が、標準財政規模（償還金等及び標準財政規模ともに元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は除く）に占める割合で、令和７年度（３か年平均）は 5.7%となっており、前年度（３か年平均）より 0.9 ポイントの減少となっている。

単年度（令和７年度）では、4.98433%、前年度より 0.1292 ポイント低下となっている。これは主に、標準税収入額等や普通交付税額の増により標準財政規模が増加し、公営企業債の元利償還金に対する繰入金の減などにより元利償還金等が減少したことによる。

なお、早期健全化基準 25.0%を下回っており、地方債発行が県への協議制から許可制となる 18.0%を 12.3 ポイント下回っている。

(5)将来負担比率

一般会計における地方債残高、企業会計等における地方債残高のうち一般会計からの繰出見込額、一部事務組合に係る負担見込額、退職手当負担見込額の合計額が、標準財政規模（将来負担額及び標準財政規模ともに交付税に算入される額等は除く）に占める割合で、令和７年度は 51.0%となり、前年度より 2.1 ポイント上昇となっている。

これは主に、標準税収入額等や普通交付税額の増により標準財政規模が増加するとともに将来負担額も減少となったが、普通交付税に算入される公債費等の減により充当可能財源等が減少したことによる。

なお、令和７年度における早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

(6)資金不足比率

各公営企業の資金の不足額の事業規模に対する割合で、令和6年度及び令和7年度ともに全ての公営企業会計で資金不足額が生じていないことから「－」で表示している。

なお、令和7年度における経営健全化基準は20.0%である。

5 個別意見

(1)実質赤字比率・連結実質赤字比率について

一般会計のみならず、特別会計（5会計）、公営企業会計（3会計）を合わせた全会計においても赤字は発生しておらず、堅実な資金運用が図られている。

しかしながら、近年の人事院勧告等による人件費の上昇や長引く物価高騰などの影響を注視し、引き続き各特別会計、公営企業会計の自立的な経営基盤強化に努められたい。

(2)実質公債費比率について

単年度、3か年平均とも着実に低下し、改善傾向にあることは高く評価できる。改善の主な要因としては、公営企業債の元利償還金に対する繰入金の減など、元利償還金等の減少による。

その一方で、「普通交付税に算入される公債費等の減」が比率を押し上げる要因として働いている点については、今後の財政運営において留意されたい。

(3)将来負担比率について

将来負担比率については、早期健全化基準を大きく下回る極めて低い水準であるものの、前年度から微増となっている。将来負担額の総額自体は、一般会計の地方債残高の減、公営企業債等の繰入見込額、組合の負担等見込額の減により着実に縮減していることは、高く評価できる。

その一方で、比率上昇の要因は、「普通交付税に算入される公債費等の減」である。将来負担額は減っているものの、将来充当できる財源がそれ以上に減少見込みであることが、将来負担比率の上昇につながっている点については、今後の財政運営において留意されたい。

また、財政調整基金や特定目的基金の積立は増加している。引き続き基金の保全に努められたい。

(4)資金不足比率について

全ての公営企業会計（３会計）において資金不足は生じておらず、全体として健全な財務状況を維持している。

しかしながら、病院事業特別会計については、令和５年度以降、資金残高の減少がみられる。令和１０年３月開院予定の新病院整備事業が進行中であるが、事業の推進にあたっては確固たる経営体力を維持されたい。

水道事業特別会計及び下水道事業特別会計については、依然として厳しい経営状況が続いている。特に下水道事業特別会計においては、経営の健全性及び持続可能性を両立させるうえでも、適正な料金体系のあり方について早急な検討が求められる。両会計とも、将来的な施設の更新を見据え、より一層の経営改善に努められたい。

6 まとめ

令和７年度決算における財政健全化４指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業の資金不足比率は、いずれも国の定める早期健全化基準等を大きく下回っており、本市の財政は総じて健全な状態を維持していると評価する。特に、実質公債費比率は、過去３年間低下傾向にあり、市債の適正な管理と繰上償還の実施が実を結んでいると考える。

しかしながら、実質公債費比率及び将来負担比率ともに「普通交付税に算入される公債費等の減（見込）」が比率を押し上げる要因となっている。単に指標が低いことに甘んじることなく、償還が進めば地方交付税措置も減る構造に対し、実質的な財政負担を考慮し、財政構造の検証、見直しを進めることが重要である。

また、人口減少が続く中で、現在進行中の新病院整備事業をはじめ、中長期的には水道施設・下水道施設の更新など大規模事業が控えており、将来的な負担が見込まれる。

このため、現在の健全な財政状況という「体力」が残っている今こそ、次世代を見据えた力強い行財政改革を推進し、将来に向け健全な財政運営に努められたい。